

令和7年2月26日 開会
令和7年3月13日 閉会
(定例第2回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第72号

令和7年第2回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月21日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和7年2月26日（水） 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

西 本 憲 人	豊 哲 也
島 田 一 恵	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
吉 原 美 智 恵	岡 田 聰
野 口 俊 明	米 本 隆 記

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 7 年 2 月 26 日 (水 曜 日)

議 事 日 程

令和 7 年 2 月 26 日 午前 10 時開会 (開議)

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 出納検査結果の報告

③ 請願・陳情付託の報告

④ 意見書処理の報告

⑤ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

① 政務報告

② 報告第 1 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告
について

日程第 4 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について

日程第 5 議案第 4 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について

日程第 6 議案第 5 号 大山町職員等の旅費に関する条例及び大山町実費弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及
び大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 7 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

日程第 9 議案第 8 号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 9 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 11 議案第 10 号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 11 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 12 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 13 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 14 号 大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第 15 号 工事請負変更契約の締結について（中山支所旧館解体工事）
- 日程第 17 議案第 16 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 18 議案第 17 号 大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 19 議案第 18 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 7 年度大山町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 7 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 7 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 令和 7 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 32 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 34 議案第 33 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 35 議案第 34 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 36 議案第 35 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 6 号)

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

この議員での最後の定例会になります。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。着席してください。

開会宣告

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は 14 人です。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、8 番 大原広巳議員、9 番 大杖正彦議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 16 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 3 月 13 日までの 16 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に 12 月定例会において可決した意見書は、12 月 26 日に関係方面へ提出いたしま

した。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告及び報告第1号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についての計2件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

今期最後の定例議会となりました。どうぞよろしく願います。

それでは、令和7年3月定例議会におけます政務報告といたしまして、12月定例議会以降におけます各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、スキー場の営業状況についてです。12月21日に、平井知事をはじめ多くの来賓が参加され、雪のゲレンデでのオープニングセレモニーが行われました。スキー場の入り込み客数は、2月16日の時点で8万6,424人と、昨シーズン同時期に比べおよそ50%の増となっており好調な状況です。

次に、成人式についてです。1月3日に令和7年成人式を開催しました。本年から会場をコロナ禍前の保健福祉センターなわに戻して実施し、成人式対象者154名のうち119名に出席をいただきました。

次に、嘉手納町交流についてです。1月28日から31日にかけて、沖縄県嘉手納町から児童交流団の受け入れを行いました。スキー体験や大山西小学校での学校交流、ホームステイなどにより、今年で37年目となった大山町と嘉手納町の児童の交流がさらに深まる機会となりました。

続きまして、報告第1号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告については、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

改正した条例の名称及び改正内容はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程4 議案第3号 ～ 日程第11 議案第10号

○議長（米本 隆記君） 日程第4、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから、日程第11、議案第10号 大山町水道

事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 8 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑を創設する法改正に対応するため、所要の改正を行うものです。

本条例の施行は、令和 7 年 6 月 1 日としております。

続きまして議案第 4 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（後で訂正された部分）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に係る改定内容を準用し、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備のため、所要の改正を行うものです。

本条例の施行は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

続きまして議案第 5 号から 7 号 大山町職員等の旅費に関する条例及び大山町実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、これに準拠する形で職員、特別職の職員、大山町議会議員の旅費制度を変更するため、所要の改正を行うものです。

本条例の施行は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 8 号 大山町税条例の一部を改正する条例については、鳥取県税条例の一部が改正されることに伴い、大山町税条例についても所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、寄附金税額控除の対象となります寄附金について、県条例との整合を図るために対象法人の指定の期間を更新、あるいは指定の期間を経過した対象法人について削除するものです。

続きまして議案第 9 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例については、現在の郵便事情において、配布期日までの配布が困難になり、代わりとなる配布方法を追加するため、条例を一部改正するものです。

本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして議案第 10 号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、関係政省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、主な内容は、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の対象範囲を拡大するものです。

なお、本条例の施行は、令和7年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 11 分休憩

午前 10 時 12 分再開

○議長（米本 隆記君） 再開いたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 1点訂正をさせていただきますが、先ほど議案第4号の議案名につきまして訂正させていただきたいと思いますが、正しくは、議案第4号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例にということで訂正をさせて頂きたいと思います。

よろしく願いいたします。

日程 12 議案第 11 号 ～ 日程第 19 議案第 18 号

○議長（米本 隆記君） 日程第12、議案第11号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第19、議案第18号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 引き続き提案理由の説明をさせていただきます。

議案第11号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準府令の、栄養士法改正に伴う改正と、保育士・保育従事者の配置基準の見直し改正に伴い、変更を行うもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすことができるように「管理栄養士」の追加、また、保育士の配置基準を見直すものです。

なお、大山町では、該当となる家庭的保育事業所等はございません。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からとしています。

続きまして、議案第12号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の基準府令の引用法令の引用を改める改正と、読替規定の補正をする改正に伴い、変更を行うもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、認定こども園法の項ずれに対応するために改正を行うものと、読替規定の不備を補正するため、読替規定を追加するものです。

なお、大山町では幼稚園、認定こども園等の対象施設はございません。

この条例の施行日は、公布の日からとしています。

続きまして、議案第13号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例については、近年の物価高騰や賃金水準の上昇に伴い、施設運営経費が増加している状況を踏まえて、条例第6条別表に定めております友好館及び上屋付多目的広場の使用料上限額について、一部改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第14号 大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を令和7年度から鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務に加えられることから本条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第15号 工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和6年7月16日付で締結した中山支所旧館解体工事について、令和7年2月14日付で工事請負変更仮契約を締結したところであります。

変更の主な内容は、解体発生材の運搬・処分量、残土処分量及びアスベスト除去等の増加によるもので、変更契約金額は、当初契約金額から、1,058万7,500円を増額して、6,481万7,500円とするものです。

続きまして、議案第16号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更については、現行の大山町過疎地域持続的発展計画について、過疎対策事業債の対象となる事業の追加が生じたため、その計画の一部を変更するものです。

変更の内容は、ハード事業分として、漁港施設機能強化事業、獣肉解体処理施設整備事業など5事業を新たに計画に追加するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます

続きまして、議案第 17 号 大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定については、県の水利施設等保全高度化事業に伴う施設整備における町負担および、辺地内を運行しているスクールバスの更新をするものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 18 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定については、県の水利施設等保全高度化事業に伴う施設整備において、負担率に応じて町が費用を負担するものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

以上で提案理由の説明が終わります。

日程第 20 議案第 19 号 ～ 日程第 32 議案第 31 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 19 号 令和 7 年度大山町一般会計予算から日程第 32、議案第 31 号 令和 7 年度大山町水道事業会計予算までの 13 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 引き続き提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 19 号 令和 7 年度大山町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 7 年度当初予算は政策的経費を計上しない骨格予算として予算編成を行いました。

この結果、一般会計歳入歳出予算の総額は、110 億 8,000 万円、前年度当初予算と比較して、額にして 3 億 8,000 万円、率にして 3.3%の減となっております。

まず、歳入について特徴的なものをご説明いたします。

町税の総収入は、法人税や固定資産税などが増となる見込みから、前年度に比べ 1 億 697 万 5,000 円増の 16 億 4,695 万円を計上しています。

地方交付税は、普通交付税の基準財政需要額における公債費の増を見込み、前年度に比べ 5,000 万円増の 46 億 5,000 万円を計上しています。

次に、歳出について特徴的なものをご説明いたします。

総務費では、標準準拠システム導入委託料などの電子計算費に 2 億 6,422 万 8,000 円などを計上しています。

民生費では、国の経済対策の一環として定額減税を実施するための物価高騰対策低所得世帯支援事業に 8,344 万 5,000 円などを計上しています。

衛生費では、帯状疱疹ワクチン定期接種委託料などの予防接種事業に 5,189 万 4,000 円などを計上しています。

教育費では、GIGA スクール端末更新事業やスクールバス更新事業などの教育振興費に 1 億 437 万 6,000 円などを計上しています。

続きまして、議案第 20 号 令和 7 年度大山町土地取得特別会計予算については、大山町土地開発基金を管理するための会計で、令和 7 年度は基金から生じる利子や土地貸付収入などを 48 万 2,000 円と見込み、全額を同基金に積み立てる予算としております。

続きまして、議案第 21 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計予算については、歳入として、管理収入の計量給水料 884 万 9,000 円、一般会計繰入金 797 万 2,000 円、歳出として、修繕料 472 万 2,000 円を計上し、予算総額を 1,726 万 9,000 円とするものです。

続きまして、議案第 22 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 19 億 162 万 5,000 円とし、歳入として、主に国民健康保険税 2 億 8,999 万円などを計上し、歳出として、主に鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金 4 億 1,493 万 4,000 円を計上するものです。

なお、保険税率・税額については、前年所得が確定した後の 5 月に決定する予定としております。

続きまして、議案第 23 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算については、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口診療所を経営管理するものであり、本会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 3,045 万 3,000 円とするものです。

主な歳入として、3 診療所の診療収入 1 億 8,811 万円などを計上し、歳出では、総務費として、職員人件費や施設管理に関する経費及び大山診療所におけるオンライン診療実施のための経費などを計上しています。

続きまして、議案第 24 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,638 万 6,000 円とするものです。

主な内訳は、歳入では、後期高齢者保険料 2 億 3,053 万 7,000 円などを計上し、歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 2,277 万 4,000 円を計上するものです。

続きまして、議案第 25 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計予算について、予算総額を、歳入歳出それぞれ 22 億 6,313 万 7,000 円とするものです。

歳入の主な内訳として、介護保険料 4 億 3,982 万 2,000 円、国・県支出金 8 億 4,104 万 2,000 円などを計上しています。

歳出の主な内訳として、地域支援事業費 5,749 万 3,000 円、重層的支援体制整備事業繰出金 901 万 7,000 円などを計上しています。

続きまして、議案第 26 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,091 万円とするものです。

主な内訳としては、売電収入 1,054 万 2,000 円のほか、施設の運転や維持管理に要する経費として、光熱水費や通信運搬費のほか、施設修繕料 110 万円、施設保守点検委託料 451 万円、基金積立金 117 万 1,000 円などを計上しております。

続きまして、議案第 27 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計予算について、主な歳入は、温泉使用料 390 万円と繰入金 282 万円で、歳出は、温泉館運営費として指定管理委託料 368 万 5,000 円などを計上しております。

続きまして、議案第 28 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、主な内訳として、一般会計繰入金 93 万 5,000 円、ナスパルタウン広場等の維持管理委託料 100 万円などを計上しており、予算総額を歳入歳出それぞれ 113 万円とするものであります。

続きまして、議案第 29 号 令和 7 年度大山町索道事業特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2,443 万 2,000 円とするものです。

歳入の主なものとしては、指定管理納付金 1,597 万 7,000 円などを計上しております。

歳出の主なものとして、中の原ゲレンデ敷地使用料 824 万 5,000 円などを計上しております。

続きまして、議案第 30 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

はじめに、予算第 2 条業務の予定量であります。接続戸数 4,827 戸、年間総処理水量 127 万 4,000 立方メートル、一日平均処理水量 3,490 立方メートルを予定しております。

次に、予算第 3 条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入のうち営業収益は、下水道使用料など 2 億 3,347 万 6,000 円、営業外収益は一般会計からの負担金など 5 億 4,265 万 8,000 円を計上し、下水道事業収益の合計を 7 億 7,619 万 8,000 円としております。

また、支出のうち営業費用は、管渠や処理場の維持管理費、人件費、減価償却費など 6 億 9,585 万 8,000 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費など 4,988 万円を計上し、下水道事業費用の合計を 7 億 5,179 万 8,000 円としております。

次に、予算第 4 条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、企業債借入、補助金など 10 億 4,031 万 7,000 円、支出では、建設改良のための委託料、工事請負費及び、企業債の償還金など 13 億 581 万 7,000 円としております。

続きまして、議案第 31 号 令和 7 年度大山町水道事業会計予算について、提案理由

のご説明をいたします。

はじめに、予算第2条業務の予定量であります。給水戸数5,880戸、年間総配水量194万9,000立方メートル、年間有収水量141万8,000立方メートル、一日平均配水量5,340立方メートルを予定しております。

次に、予算第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入のうち営業収益は、水道使用料など2億4,500万8,000円、営業外収益は一般会計からの企業債利息補助など8,393万2,000円を計上し、水道事業収益の合計を3億2,894万円としております。

また、支出のうち営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費など2億8,536万円4,000円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費など2,295万2,000円を計上し、水道事業費用の合計を3億964万6,000円としております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、企業債借入、補助金など3億2,765万6,000円、支出では、建設改良のための委託料、工事請負費及び、企業債の償還金など4億40万6,000円としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第33議案第32号～日程第42議案第41号

○議長（米本 隆記君） 日程第33、議案第32号 令和6年度大山町一般会計補正予算（第11号）から日程第42、議案第41号 令和6年度大山町水道事業会計補正予算（第5号）までの10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続きまして、議案第32号 令和6年度大山町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、個別施設計画に基づき行う、老朽化した光徳多目的研修施設及び旧押平児童館の解体撤去に係る費用の新規計上や、児童手当制度の改正に伴う扶助費不足額の追加、令和6年11月豪雨災害により被災した農業用施設の水路復旧に係る費用の追加など、事業計画の変更及び決算見込による額の調整等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものです。

この補正予算第11号は、既定の歳入歳出予算の総額から2億3,375万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を125億8,597万4,000円とするものです。

続きまして、議案第33号 令和6年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第4号）については、緊急修繕に備えた修繕料の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に53万3,000円を追加し、予算総額を2,930万3,000円とするものです。

続きまして、議案第34号 令和6年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第6

号)については、歳入では、国民健康保険税並びに普通交付税(交付金 後に訂正あり)の増額、歳出では、療養給付費並びに人間ドック助成金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、5,615万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、20億3,456万8,000円とするものです。

続きまして、議案第35号 令和6年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第6号)については、大山診療所の空調更新工事、大山口診療所空調更新工事の設計及び工事費の補正が主なもので、既定の歳入歳出予算に、7,487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、4億3,708万1,000円とするものです。

続きまして、議案第36号 令和6年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、歳入では保険料の増額、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金の額の確定による減額、歳出では後期高齢者医療広域連合への負担金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算を248万6,000円増額し、予算総額を3億1,742万6,000円とするものです。

続きまして、議案第37号 令和6年度大山町介護保険特別会計補正予算(第5号)については、歳入では交付決定見込額の増額に伴う国支出金の増額及び前年度からの繰越金の増額、歳出では基金積立金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、6,259万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、24億6,643万7,000円とするものです。

続きまして、議案第38号 令和6年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)については、事業の繰越金等に見込みが付いたことに伴い、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ24万3,000円を増額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ137万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第39号 令和6年度大山町索道事業特別会計補正予算(第4号)については、既定の歳入歳出予算に、204万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,494万7,000円とするものです。

まず、歳入ですが、索道事業基金繰入金を1,213万6,000円増額し、指定管理納付金を1,008万9,000円の減としております。

次に歳出についてですが、使用料及び賃借料を361万1,000円増額し、積立金を86万4,000円、スキー場開き祭の規模縮小などにより負担金を70万円減額しております。

続きまして、議案第40号 令和6年度大山町下水道事業会計補正予算(第5号)については、予算執行に伴う実績に基づき補正を行うもので、下水道事業収益及び費用をそれぞれ1,206万8,000円、資本的収入を3,204万4,000円、資本的支出を1,600万円それぞれ減額するものです。

続きまして、議案第41号 令和6年度大山町水道事業会計補正予算(第5号)につ

いては、中山第3配水池新設に係る設計業務委託料の増額が主なもので、資本的収入を760万円、資本的支出を761万6,000円それぞれ増額するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 読み間違いがありましたので訂正させていただきますが、議案第34号 令和6年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、その中の説明中、普通交付金とするところを普通交付税と読み間違えておりますので、普通交付金に訂正をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日2月27日に会議を開き、議案についての質疑を行います。

なお、議案第15号 工事請負変更契約の締結について（中山支所旧館解体工事）と補正予算につきましては、質疑に続いて、討論・採決までを行いますので、定刻9時30分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午前10時42分散会